

# 定 款

丸一鋼管株式会社

# 丸一鋼管株式会社定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、丸一鋼管株式会社と称し、英文では Maruichi Steel Tube Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。

1. 鋼管の製造加工及び販売
2. 非鉄金属及び非金属の筒管の製造加工及び販売
3. 帯鋼及び鋼板の加工及び販売
4. 鋼管及び関連製品の製造加工設備の製作及び販売
5. 鋼構造物の設計製作及び建設（附帯関連工事を含む。）
6. 企業に対する投資及び経営に関するコンサルティング
7. 不動産の賃貸借及び管理
8. 発電事業及びその管理・運営ならびに電気の供給、販売に関する事業
9. 前各号の事業運営に直接又は間接に必要な事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使すること

ができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(单元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又はこの定款のほか、取締役会で定めた株式取扱規則による。

## 第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ招集する。

- 2 当会社の株主総会は、大阪市内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会決議事項)

第 18 条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会で選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長に欠員又は事故あるときは、社長が、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関しては、法令又はこの定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 29 条 当会社の監査役の数は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会で選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査役会規則)

第 34 条 監査役会に関しては、法令又はこの定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 第 7 章 補 則

(相談役、顧問の設置)

第 41 条 当社に相談役及び顧問を置くことができる。但し、相談役は、取締役会の決議をもって推薦する。

1975年5月29日全文変更  
1977年6月29日一部変更  
1982年6月29日一部変更  
1991年6月27日一部変更  
1994年6月29日一部変更  
1998年6月26日一部変更  
2001年6月28日一部変更  
2002年6月27日一部変更  
2003年6月27日一部変更  
2004年6月29日一部変更  
2005年6月29日一部変更  
2005年10月3日一部変更  
2006年6月29日一部変更  
2007年6月28日一部変更  
2009年6月29日一部変更  
2010年1月 6日一部変更  
2012年6月27日一部変更  
2013年6月25日一部変更  
2014年6月25日一部変更  
2015年6月25日一部変更  
2022年6月24日一部変更  
2023年3月 2日一部変更